

外部評価機関 第2回委員会 議事要録

1. 開催日時：令和4年3月28日（月） 14:00～16:35
2. 開催場所：－ ※Web開催
3. 出席者：(敬称略)
 - 【委員長】 小野〔東京大学〕
 - 【委員】 平岩〔日本品質保証機構〕
岩下〔電気安全環境研究所〕
 - 【オブザーバー】 中川、吉川〔経済産業省〕
 - 【事務局】 吉岡、小林(幸)、小林(信)、永野〔日本電気協会〕

4. 配付資料：

※ 注：著作権の関係から、資料番号に下線が付いているものは、資料を配付せずに画面投影のみ。

- 資料 No.1-1 外部評価機関 委員名簿（令和4年3月28日現在）
- 資料 No.1-2 競争法に係わるコンプライアンス規程
- 資料 No.1-3 外部評価機関 第1回委員会 議事要録（案）
- 資料 No.2 日本電気技術規格委員会について
- 資料 No.3 令和3年度 日本電気技術規格委員会において実施した民間規格等リスト化の評価プロセスに関する適合性確認について
- 資料 No.4-1 JESC E2006(2021)「低高圧架空引込線と植物との離隔距離」
- 資料 No.4-2 JESC E2020(2016)「耐摩耗性を有する『ケーブル用防護具』の構造及び試験方法」
- 資料 No.4-3 JESC E2021(2016)「臨時電線路に適用する防護具及び離隔距離」
- 資料 No.4-4 電気設備の技術基準の解釈の改正及び JESC 規格との関連付けに関する要請（JESC E2006(2021)、JESC E2020(2016)、JESC E2006(2021)）（国へ提出した要請書）
- 資料 No.5-1 JESC E7001(2021)「電路の絶縁耐力の確認方法」
- 資料 No.5-2 JESC E7002(2021)「電気機械器具の熱的強度の確認方法」
- 資料 No.5-3 JESC E7003(2005)「地中電線を収める管又はトラフの「自消性のある難燃性」試験方法」
- 資料 No.5-4 電気設備の技術基準の解釈の改正及び JESC 規格との関連付けに関する要請（JESC E7001(2021)、JESC E7002(2021)、JESC E7003(2005)）（国へ提出した要請書）

- 資料 No.6-1 JIS H 3300(2018)「銅及び銅合金の継目無管」
- 資料 No.6-2 JIS T 1022(2018)「病院電気設備の安全基準」
- 資料 No.6-3 JIS B 8210(2017)「安全弁」
- 資料 No.6-4 JIS B 8265(2017)「圧力容器の構造— 一般事項」
- 資料 No.6-5 JIS G 3352(2014)「デッキプレートの材質」
- 資料 No.6-6 JIS C 3408(2014)「エレベータ用ケーブル」
- 資料 No.6-7 JIS C 3410(2018)「船用電線」
- 資料 No.6-8 JIS C 1910-1(2017)「人体ばく露を考慮した直流磁界並びに1Hz～100Hzの交流磁界及び交流電界の測定—第1部：測定器に関する要求事項」
- 資料 No.6-9 JIS C 4604(2017)「高圧限流ヒューズ」
- 資料 No.6-10 JIS K 7350-1(2020)「プラスチック—実験室光源による暴露試験方法 第1部：通則」
- 資料 No.6-11 JIS G 3101(2020)「一般構造用圧延鋼材」
- 資料 No.6-12 JIS G 3106(2020)「溶接構造用圧延鋼材」
- 資料 No.6-13 電気設備の技術基準の解釈の改正及び JIS 規格との関連付けに関する要請（JIS H 3300(2018)、JIS T 1022(2018)、JIS B 8210(2017)、JIS B 8265(2017)、JIS G 3352(2014)、JIS C 3408(2014)、JIS C 3410(2018)、JIS C 1910-1(2017)、JIS C 4604(2017)、JIS K 7350-1(2020)、JIS G 3101(2020)、JIS G 3106(2020)）（国へ提出した要請書）
- 資料 No.7-1 JESC E3001(2000)「フライダクトのダクト材料」
- 資料 No.7-2 JESC E6001(2011)「バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設」
- 資料 No.7-3 JESC E6002(2011)「バスダクト工事による300Vを超える低圧屋側配線又は屋外配線の施設」
- 資料 No.7-4 JESC E6003(2016)「興行場に施設する使用電圧が300Vを超える低圧の舞台機構設備の配線」
- 資料 No.7-5 JESC E6004(2001)「コンクリート直天井面における平形保護層工事」
- 資料 No.7-6 JESC E6005(2003)「石膏ボード等の天井面・壁面における平形保護層工事」
- 資料 No.7-7 電気設備の技術基準の解釈の改正及び JESC 規格との関連付けに関する要請（JESC E3001(2000)、JESC E6001(2011)、JESC E6002(2011)、JESC E6003(2016)、JESC E6004(2001)、JESC E6005(2003)）（国へ提出した要請書）
- 資料 No.8 民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）の制定について（国の要件）

5. 議事要旨：

5-1. 出席委員の確認及び委員会の成立

事務局より、本日の出席者が「外部評価等に係る要領」第6条で規定する全委員の出席（3名）を満たすことが報告され、委員会の成立が確認された。

5-2. オブザーバー参加者の確認

事務局より、本日のオブザーバーについて、経済産業省 電力安全課より中川課長補佐、吉川係長の参加について報告があった。

5-3. 議題及び配付資料の確認

事務局より議題及び配付資料について説明後、本日の議題が資料 No. 1-2 の競争法コンプライアンス規程第4条(禁止事項)にあたらぬことが委員会で確認された。

5-4. 第1回委員会 議事要録(案)の確認

(審議)

事務局より、資料 No. 1-3 に基づき、前回の第1回委員会 議事要録(案)について説明が行われた。

審議の結果、本件は承認された。

5-5. 日本電気技術規格委員会について

事務局より、資料No.2 に基づき、日本電気技術規格委員会について説明があった。
なお、資料は最新の情報を反映したものとなっている。

5-6. 令和3年度 日本電気技術規格委員会において実施した民間規格等リスト化の評価プロセスに関する適合性確認について

(審議)

事務局より、資料No.3 からNo.7-7 に基づき、令和3年度 日本電気技術規格委員会において実施した民間規格等リスト化の評価プロセスに関する適合性確認について説明があった。

審議の結果、下記の修正箇所を反映することで本件は承認された。

以下に主なコメント等を示す。

(質問：Q、回答：A、コメント：C)

Q1：資料No.3 P10、特に問題はないが、第2回プロセス評価委員会で審議した JESC E2006 (2021) は、第110回 JESCにおいて意見があり、第111回の JESCで「電技解釈を第116条、第117条に変更し、承認された。」となっている。修正のみであれば、メール等で審議して承認する方法を今後取ることが必要かどうか、例えば、年度末で委員会が開けない場合、次年度で検討する等、タイトな日にちで審議して承認する手段を今後考えたら良いのではないか。

- A1：第 110 回 JESC において意見があり、その場で電技解釈を第 116 条、第 117 条に変更し、承認されている。
- Q2：資料No.3 P9、評価プロセスの要件で「①評価される民間規格に関係する者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならない。」となっている。ある団体の方が規格に関係するため参加を希望した場合、参加を認めなければならないのか。それとも、JESC で関係者を網羅して委員会を構成しているため、本要件を満たしていると判断しているのか。言い換えれば、評価される民間規格に関係する者を誰が決めるのか。
- A2：資料No.3 P8、評価プロセスの対象となる規格は、「3. 規格作成機関の審議の状況」の「・民間規格作成機関」で審議を行っており、規格について要望があれば、同項目の「・案件の要望者」に要望者が記載される。これらが関係者に該当すると考えている。また、民間規格作成機関においてアンケートを行う場合は、アンケート先も関係者に含まれる。本件の場合は、一般社団法人日本電気協会 配電専門部会が関係者に該当する。なお、それでも関係者として足りない場合は、JESC またはプロセス評価委員会の委員として参加していただくこととなる。
- C1：資料No.3 P30、表中の項目の番号が誤っている。「3. 外部公告結果及び意見への対応概要」は、「2. 外部公告結果及び意見への対応概要」、「4. 規格作成機関の審議の状況」は、「3. 規格作成機関の審議の状況」、「5. 審議記録の保存、外部からの問合せ」は、「4. 審議記録の保存、外部からの問合せ」にそれぞれ修正した方が良い。
- Q3：資料No.3 P49、同 P50、国へ要請した電技解釈の現行欄では「2 技術的規定」に規定する試験に適合すること。」となっているが、JESC ホームページに掲載する民間規格のリスト案では、電技解釈第 125 条第 5 項第三号ハの適用欄は「3.2 変圧器の電路の絶縁耐力の確認方法」によること。」となっており、内容が整合していない。
- A3：資料No.5-4 P6、国へ提出した要請書を確認した結果、「2 技術的規定」によること。」となっているため、資料No.3 P50 の記載が誤っている。国へ提出した要請書に合わせ、適用欄を「2 技術的規定」によること。」に修正する。
- C2：資料No.3 P113、17-5. JESC ホームページに掲載する民間規格のリスト案、電技解釈第 172 条第 4 項第三号の適用欄が「船用電線」規定する ～」となっている。他と表記を整合させるため、「船用電線」に規定する ～」と修正すること。
- Q4：資料No.3 P130、P131、19-5. JESC ホームページに掲載する民間規格のリスト案の適用欄、電技解釈第 34 条第 2 項第二号イ及び同第 34 条第 2 項第二号ロの現行の文章と適用欄の文章を比較すると、内容が整合していない。
- A4：確認する。確認結果は、別途メールで連絡する。
- ※ 確認結果：当該規格は、JIS の改正に伴って目次の構成が変更されたため、表記は異なるが同じ内容を示していた。従って、資料の修正は不要となる。

6. その他

事務局より、次回の委員会は、令和5年3月に開催を予定しており、日程は別途調整を行うとの説明があった。

以上